

公告第74号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定及び喜多方地方広域市町村圏組合財務規則(昭和46年規則第21号)において準用する喜多方市財務規則(平成18年喜多方市規則第47号。以下「財務規則」という。)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和6年5月15日

喜多方地方広域市町村圏組合管理者 遠藤 忠一

1	発注方式	制限付一般競争入札
2	発注所属	環境センター山都工場 管理係
3	工事名	粗大ごみ処理施設 破砕機ローターディスク等更新工事
4	工事場所	喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙2619番地1 地内
5	工事種別	清掃施設工事
6	工事概要	破砕機ローターディスク等更新工事 1 ローターディスク等更新工事 2 排出口ライナー等更新工事 3 リジェクトフラップ工事
7	工期	契約日から令和7年3月28日(金)まで
8	最低制限価格	設定する。(最低制限価格を下回った額での入札は失格とする)
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(開札時)において①から⑧に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
		①令和5・6年度喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録されていること。
		③建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
		③技術者の配置について建設業法第26条の規定による技術者を適正に配置できること。
		④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
		⑤この案件に参加する他の入札参加者と資本関係または人的関係がないこと。
		⑥喜多方地方広域市町村圏組合指名停止基準に定める措置期間中でないこと。または、措置期間を経過していること。
		⑦会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。
	⑧登録内容	本組合において『清掃施設』の工種登録があること。
10	入札参加の申込	入札参加を希望する者は以下により入札参加申請書を提出すること。
	①提出書類	制限付一般競争入札参加申請書(様式第3号)
	②提出方法	持参又は郵送すること。
	③提出先	〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高額字割田4番地1 喜多方地方広域市町村圏組合事務局財政係 行 電話番号:0241-22-3426 FAX番号:0241-22-2734
	④申込受付期間	令和6年5月15日(水)から令和6年5月24日(金)午後5時まで(閉庁日を除く)

11	設計図書等の閲覧	
	①閲覧場所	環境センター山都工場 管理係 なお、設計図書等のデータは、組合ホームページからダウンロードできます。
	②閲覧期間	10-④「申込受付期間」と同じ期間とする。
12	設計図書等への質問	
	①質問方法	質問書(様式第1号)を持参又はFAXで提出すること。
	②質問書提出先	環境センター山都工場 管理係 FAX番号 0241-38-3005
	③質問期限	令和6年5月15日(水)から令和6年5月22日(水)午後5時まで(閉庁日を除く)
	④質問回答期限	令和6年5月23日(木)
⑤回答方法	FAXにより回答し、設計図書閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。なお、組合ホームページにて質問・回答を公表する。	
13	入札方法等	
	①入札方法	郵便等(郵送又は直接提出)による入札
	②郵送等の方法	一般書留・簡易書留のいずれかの方法により郵送、又は直接提出すること。
	③郵送(提出)先	〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高額字割田4番地1 喜多方地方広域市町村圏組合 事務局 財政係 ※直接提出される場合、組合庁舎2階の事務室が提出先となります。
	④到着(提出)期限	令和6年5月28日(火)午後5時 上記期日までに到着するように郵送(提出)すること。
⑤提出書類	入札書及び価格内訳書(様式第5号) ・入札書及び価格内訳書は組合指定様式を使用すること。 ・入札書及び価格内訳書の封入方法及び封筒の記載方法については、「制限付一般競争入札制度の手引き」に示す方法によること。	
14	開札日時等	
	①開札日時	令和6年5月29日(水) 午前9時00分
	②開札場所	喜多方地方広域市町村圏組合 2F 会議室B
③入札回数	2回を限度とする。ただし、初度の入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再入札(2回目)に参加できないものとする。 なお、初度の入札において予定価格の範囲内の入札が無い場合は、再入札を行うこととするが、当該入札書の郵送(提出)期限、開札日については、追って該当者に連絡する。	
15	入札保証金	免除とする。
16	契約事項	
	①財務規則及び工事請負契約約款に基づき契約を締結する。	
	②本契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。	
③契約保証金は、財務規則第97条の規定による。 ただし、同規則第98条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。		

17	現場代理人の常駐義務の緩和	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。(喜多方地方広域市町村圏組合現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準において準用する喜多方市現場代理人の常駐義務緩和措置運用基準による。)
18	そ の 他	<p>①喜多方地方広域市町村圏組合元請・下請関係適正化指導要綱において準用する喜多方市元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。</p> <p>②本公告に係る様式等については、事務局財政係で受け取るか、組合ホームページよりダウンロードして使用すること。</p> <p>③不明な点については事務局財政係(0241-22-3426)に確認すること。</p> <p>④入札参加者が次のアからサのいずれかに該当した場合は、当該入札を無効とする。 なお、詳細は「制限付一般競争入札制度の手引き」による。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 委任状を持参しない代理人のした入札(郵便等による入札を除く。) ウ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札 エ 1人で2通以上提出した入札 オ 記名押印を欠く入札 カ 金額を訂正した入札 キ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札 ク 談合その他の不正行為と認められる入札 ケ 価格内訳書の提出がない入札 コ 入札書と価格内訳書の金額に相違がある入札 サ 法令又は組合が指定した事項に違反した入札</p> <p>⑤本工事は、建設工事にかかる再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p>